

## 任意後見監督人選任の審判の申立てについて

### 1 概要

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、将来本人の判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ方（任意後見受任者）に、自己の生活、療養看護及び財産に関する事務について、代わりにしてもらいたいこと（代理権を付与する事項）を公正証書による契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

### 2 申立てをすることができる方

- ・ 本人
- ・ 本人の配偶者
- ・ 本人の四親等内の親族（本人の親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、おば、いとこ、配偶者の親、子、兄弟姉妹などが本人の四親等内の親族に当たります。）
- ・ 任意後見受任者

### 3 申立先

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

### 4 申立てに必要な費用

※ 申立人に手続費用を用意していただくこととなりますが、申立人が希望した場合には、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料及び鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

#### (1) 申立手数料

収入印紙 800 円分

#### (2) 連絡用の郵便切手 3243 円分

（内訳 500 円×2 枚 350 円×1 枚 100 円×7 枚 84 円×12 枚 20 円×6 枚  
10 円×5 枚 5 円×2 枚 1 円×5 枚）

#### (3) 後見登記手数料：収入印紙 1,400 円分

#### (4) 鑑定費用

本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあり、申立人にこの鑑定に要する費用を負担していただくことがあります。

### 5 申立てに必要な書類

別紙申立書類等チェックリストのとおり

## 6 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官<sup>1</sup>や参与員<sup>2</sup>などが、直接、申立人、本人及び任意後見受任者に会って、申立ての実情や本人の意見などを聴いたりすることがあります。また、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や生活する上で必要となる支援の内容に応じて、ふさわしい方を任意後見監督人を選びます。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

## 7 任意後見制度等についてのお問合せ先

- 任意後見契約について  
日本公証人連合会（TEL 03-3502-8050）  
<http://www.koshonin.gr.jp/> または全国の公証役場
- 任意後見監督人選任の申立てや手続のご案内  
裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）  
<http://www.courts.go.jp/koukenp/>  
※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。
- 成年後見制度についてのご相談  
各市区町村の地域包括支援センター（障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。）  
※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問合せについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。  
※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。
- 法的トラブルで困ったときのお問合せ  
日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）  
<https://www.houterasu.or.jp/>  
※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。  
※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

<sup>1</sup> 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

<sup>2</sup> 参与員は、家庭裁判所により国民の中から選ばれ、家事審判事件の手続の際に、提出された書類を閲読したり、その内容について申立人の説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる裁判所の非常勤職員です。

(別紙)

## 申立書類等チェックリスト

### 1 申立書類

- 任意後見監督人選任申立書
- 申立事情説明書 (任意後見)
- 任意後見受任者事情説明書
- 同意書

\*本人以外の者の請求により、任意後見監督人を選任する場合には、本人がその意思表示ができない場合を除いて、本人の同意が必要となります。)

- 親族関係図 (作成に当たっては、「推定相続人について」をご参照ください。)
- 財産目録
- 相続財産目録 (本人を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。)
- 収支予定表

※ 上記各書類の作成に当たり、A4サイズの別紙 (例：任意後見監督人選任申立書の「申立ての動機」欄記載の★部分等) をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。

### 2 添付書類

※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ **個人番号 (マイナンバー) が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。**

- 本人の戸籍謄本 (全部事項証明書) (発行から3か月以内のもの)
- 本人の住民票又は戸籍附票 (発行から3か月以内のもの)
- 任意後見受任者の戸籍謄本 (全部事項証明書) (発行から3か月以内のもの)
- 任意後見受任者の住民票又は戸籍附票 (発行から3か月以内のもの)
- 申立人の戸籍謄本 (全部事項証明書) (発行から3か月以内のもの)
- 申立人の住民票又は戸籍附票 (発行から3か月以内のもの)
- 本人の診断書 (発行から3か月以内のもの)

書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト (後見ポータルサイト) <http://www.courts.go.jp/koukenp/>でも御覧いただけます。

- 本人情報シート写し

書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト (後見ポータルサイト) <http://www.courts.go.jp/koukenp/>でも御覧いただけます。

- 本人の健康状態に関する資料  
(介護保険被保険者証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などの写し)
- 任意後見契約公正証書写し
- 本人の登記事項証明書 (任意後見契約) (発行から3か月以内のもの)

東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局で発行するもの。取得方法、証明申請書の書式等については最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねいただくか、法

務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) を御覧ください。

- 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書(発行から3か月以内のもの)  
東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局で発行するもの。取得方法、証明申請書の書式等については最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねいただくか、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) を御覧ください。

なお、証明事項が「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。」ことの証明書を請求してください。

- 本人の財産に関する資料
  - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
  - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
  - ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
  - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
  - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
- 本人の収支に関する資料
  - ・収入に関する資料の写し：年金額決定通知書、給与明細書、確定申告書、家賃、地代等の領収書など
  - ・支出に関する資料の写し：施設利用料、入院費、納税証明書、国民健康保険料等の決定通知書など
- 任意後見受任者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（任意後見受任者事情説明書5項に関する資料）
  - ・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
  - ・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
  - ・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
  - ・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書、出納帳など

## 推定相続人について

申立事情説明書及び親族関係図に記載する親族の範囲は、仮に本人が亡くなった場合に相続人となる方々（この方々を「推定相続人」といいます。）です。具体的には次のとおりとなります。

### 1 本人に配偶者がいる場合

- ①（子どもがいる場合）配偶者と子ども  
（子どもが亡くなっていて孫がいる方については孫）
- ②（子どもや孫がいない場合）配偶者と父母  
（父母がともに亡くなっていて祖父母がいる方については祖父母）
- ③（子どもや孫，父母や祖父母がいない場合）配偶者と兄弟姉妹  
（兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる方については甥や姪）

### 2 本人に配偶者がいない場合

- ①（子どもがいる場合）子ども  
（子どもが亡くなっていて孫がいる方については孫）
- ②（子どもや孫がいない場合）父母  
（父母がともに亡くなっていて祖父母がいる方については祖父母）
- ③（子どもや孫，父母や祖父母がいない場合）兄弟姉妹  
（兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる方については甥や姪）

## 「登記されていないことの証明書」の取得方法

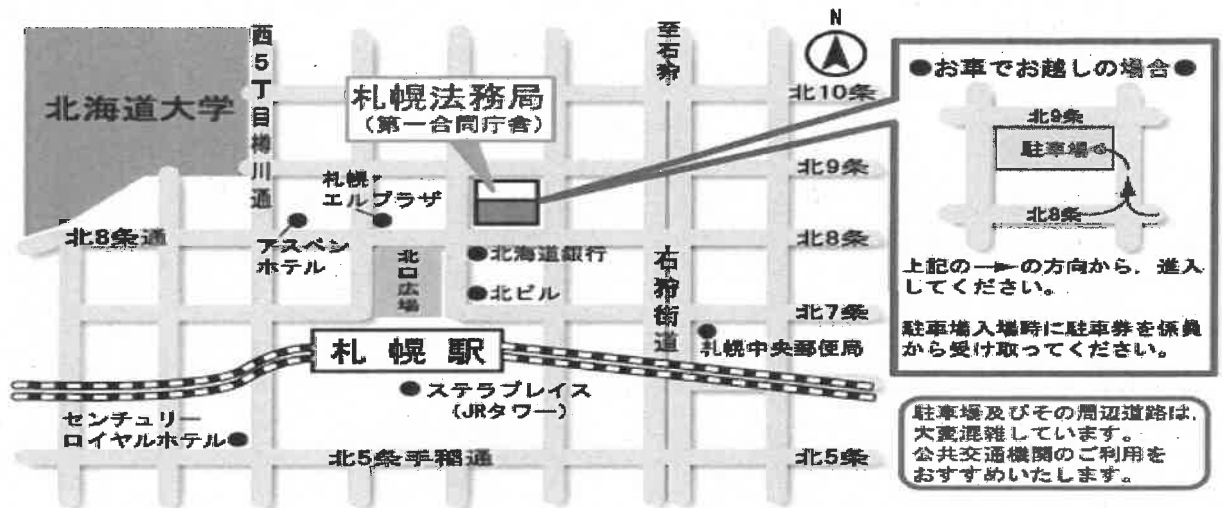
### ① 札幌法務局（窓口で交付）

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1

札幌第1合同庁舎1階（証明書発行、印紙販売）

電話：011-709-2311（代表）

- 交通手段 1 地下鉄南北線「さっぽろ」（出口1利用）下車、徒歩8分  
2 地下鉄東豊線「さっぽろ」（出口17利用）下車、徒歩10分  
3 JR「札幌」駅（北口利用）下車、徒歩5分  
北海道銀行札幌駅北口支店 北側



上記地図は札幌法務局ホームページより転載

### ② 東京法務局（郵送で取寄せ）

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

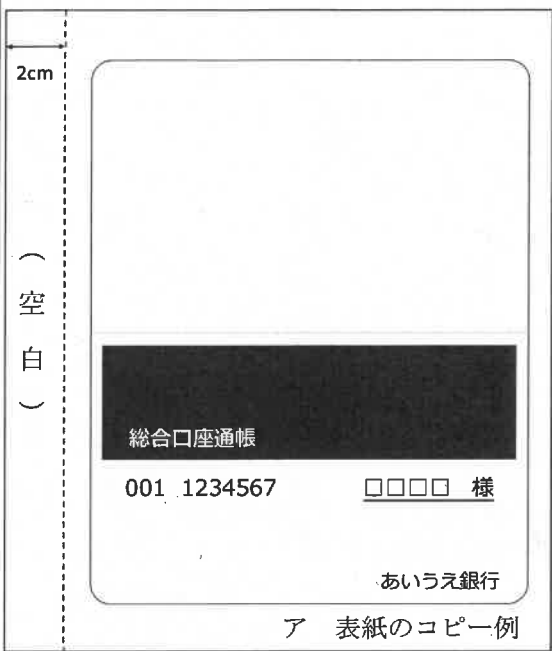
（電話 03-5213-1360）

〈注意！〉

- ① 証明書を申請するときには、申請者と本人の関係が分かる戸籍等が必要になりますので、事前に申立人及び本人のつながりのわかる戸籍・住民票を取得の上、申請してください。  
また、申請書と一緒に戸籍を法務局の窓口へ提出する際には、必ず戸籍の「原本還付（げんぼんかんび ※戸籍謄（抄）本の原本を返してもらうこと）」を受けてください。
- ② 「本人について、成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書」を申請してください。
- ③ 証明書の申請に関する質問等は、直接、法務局へお問い合わせください。

## 財産関係資料のコピーの取り方

- 1 用紙はA4判（今お読みいただいている用紙のサイズです）にコピーしてください。どうしても入りきらないときは、A3判でもかまいません。
- 2 裁判所の記録は「A4判縦、横書き」で、「左とじ」です。したがって、コピーをしている際は、A4用紙を縦にしたときに、その左側に2センチ程度の空白（とじしろ）ができるようにしてください。
- 3 預貯金通帳のコピーを取るときは、次の部分をコピーしてください。



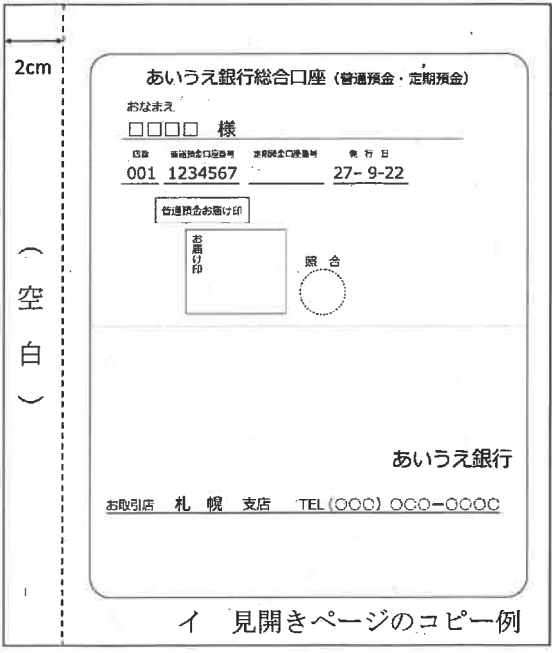
ア 表紙のコピー例

ア 表紙（金融機関名、通帳の種類、店番号、口座番号、口座の名義人の氏名などの記載があります）

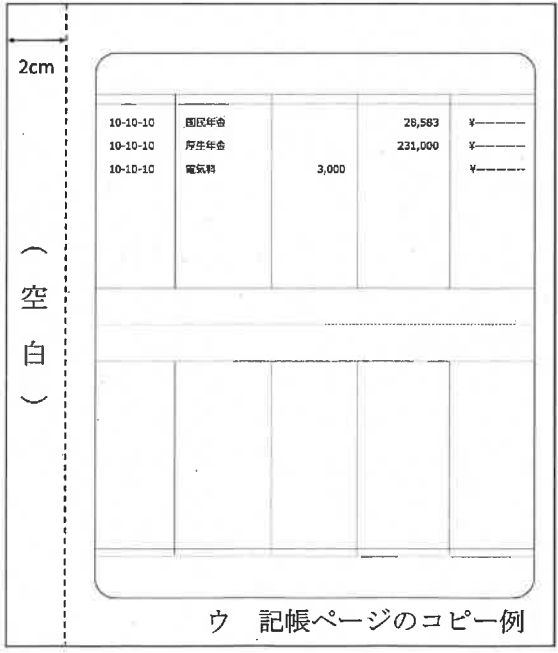
イ 表紙をめくってすぐの見開きページ（口座番号、取扱支店名などの記載があります）

ウ 提出日のなるべく直前に記帳した上、記帳されている全部のページ（最低1年の履歴が必要です。1年以内に通帳を繰り越した場合は、その直前の通帳も同様にコピーして提出してください）

※ 通帳のコピーは、コピーしたままのものを提出してください（通帳の形に切らないでください）



イ 見開きページのコピー例



ウ 記帳ページのコピー例

10-10-10	国民年金		28,583	¥-----
10-10-10	厚生年金		231,000	¥-----
10-10-10	電気料	3,000		¥-----

- 4 保険証券などの裏表両面に記載があるものは、両面ともコピーしてください。
  - 5 複数の領収書等を1枚の用紙にコピーするときは、種類ごとにまとめてください。
- 例) 医療費に関する領収書、食費・被服費等の生活費に関する領収書、光熱水費に関する領収書

## 裁判所に文書を提出される方へ

個人番号（マイナンバー）の記載が含まれていないことをご確認ください。

当庁では、個人情報保護の観点から(※)、必要不可欠な場合を除き、個人番号（マイナンバー）が記載されていない文書の提出をお願いしております。

具体的には、

- ① マイナンバーの記載のない文書の原本が取得可能なもの（住民票、源泉徴収票等）については、マイナンバーの記載のない文書をご提出いただき、
- ② マイナンバーの記載のない文書の原本が取得できないもの（確定申告書等）については、当該記載部分をマスキングした文書の写しをご提出いただくよう、よろしく願いいたします。後日原本確認が必要になる場合がありますので、マスキングを施す場合には、原本のマイナンバーを黒く塗りつぶしたりせず、マスキングテープ等で隠して写しを作成してください。

今一度、提出文書に、マイナンバーの記載が含まれていないことをご確認ください。

※ マイナンバーが記載された文書が裁判資料として提出されると、原則として、マイナンバーの部分も、訴訟事件においては誰でも、その他の事件においても事件当事者や利害関係人は閲覧等を行うことが可能となってしまう。